

定 款

全 国 浚 渫 業 協 会

## 定 款

昭和47年7月28日	設立総会	制 定
昭和50年5月16日	第4回通常総会	一部改正
昭和53年5月29日	第7回通常総会	一部改正
昭和57年6月11日	第11回通常総会	一部改正
昭和60年5月17日	第14回通常総会	一部改正
平成 3年8月 6日	臨時総会	一部改正
平成19年5月16日	第36回通常総会	一部改正
令和 2年5月18日	第49回通常総会	一部改正

### 第 1 章 総 則

#### (名 称)

第1条 本会は、全国浚渫業協会と称する。

#### (事 務 所)

第2条 本会の本部事務所は東京都に置く。

#### (支 部)

第3条 本会は、必要に応じ地方に支部を置くことができる。

#### (目 的)

第4条 本会は、グラブ式浚渫船による浚渫工事に関する施工の合理化をはかり、併せて関係諸団体と協力して建設業の発展に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浚渫工事の施工の合理化に関する調査及び研究
- (2) 浚渫業界の近代化に関する調査及び研究
- (3) グラブ式浚渫船の稼働能率向上に関する研究及び資料の収集
- (4) 水域における地質及び水中工作物に関する研究
- (5) 前各号に関する業務の受託
- (6) 関係官公庁等に対する要望及びこれらとの協調体制の確立
- (7) 浚渫業と関係を有する諸団体との連携

- (8) 講演会、研究会等の開催及び資料、機関誌等の刊行
- (9) 防災支援及び災害時における応急・復旧支援
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (会員の資格)

第 6 条 本会の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、クラブ式浚渫船を保有して建設業を営む者とする。
- (2) 特別会員は本会の目的、事業に賛同する学識経験者であって、理事会において推薦されたものとする。
- (3) 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会の発展に寄与しようとする者とする。

第 7 条 本会の会員(特別会員を除く)になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会費及び入会金)

第 8 条 会員は(特別会員を除く)は、総会において別に定める規定により入会金(賛助会員を除く)及び会費を納めなければならない。

- 2. 既納の入会金及び会費は、返還しない。

### (資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の 1 に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

### (退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するとともに、未納会費があるときは、これを納めなければならない。

- 2. 会員は、第 6 条に規定する会員の資格を失ったときには退会しなければならない。

### (除 名)

第 11 条 会員が次の各号の 1 に該当するときは、総会の決議によって除名す

ることができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失なうような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき

### 第 3 章 役 員 等

#### (役 員)

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 25名以内(会長、副会長を含む)
- (4) 監 事 6名以内

#### (役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会において正会員及び特別会員(「以下正会員等」という)のうちから選任する。

2. 会長及び副会長は、理事の互選とする。

#### (役員の仕事)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従って、その職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
4. 監事は、本会業務の執行及び財務の状況を監査する。

#### (役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

#### (役員の仕事)

第 16 条 役員が、次の各号の 1 に該当するときは、総会において、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められると

き。

- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 17 条 役員は、すべて名誉職とする。

(相談役、顧問)

第 18 条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。
3. 相談役は、理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議は、会長が招集する。
3. 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集する。
3. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は 3 分の 1 以上の会員の請求があったときに招集する。
4. 会長は、監事から会議の目的たる事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から 1 ヶ月以内にこれを招集しなければならない。

(総会の招集)

第 21 条 総会の招集は、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催期日の 10 日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 22 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 借入金の限度額
- (5) 本会の解散
- (6) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第 23 条 正会員等は、それぞれ 1 個の議決権を有する。

2. 総会は、正会員等の総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
3. 総会の議事は、出席した正会員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 次に掲げる事項は、前 2 項の規定にかかわらず、正会員等の総数の過半数が出席し、かつ、出席した正会員等の 3 分の 2 以上の多数をもって議決しなければならない。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 理事及び監事の解任
  - (3) 会員の除名
  - (4) 解 散

(書面表決等)

第 24 条 総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員等に議決権の行使を委任することができる。この場合は、その正会員等は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 25 条 議長は、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、議長及び議長が指名した出席正会員等 2 名がこれに署名押印するものとする。

2. 前項の議事録は、事務所に備え付けて置くものとする。

(理 事 会)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

(理事会の議決事項)

第 27 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
  - (2) 総会に提出する議案
  - (3) 総会において委任された事項
  - (4) 財産の管理に関する事項
  - (5) その他会務運営上必要な事項
2. 前項第 3 号の事項については、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第 28 条 第 23 条第 1 項及び第 2 項、第 24 条及び第 25 条の規定は、理事会に準用する。

(監 事)

第 29 条 監事は、理事会に出席して業務の執行及び財産の管理に関して意見を述べることができる。

## 第 5 章 委 員 会

(委 員 会)

第 30 条 本会は、事業の運営を推進するため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 6 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 31 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、会費、寄付金、その他の収入をもって構成するものとする。

(資産の管理)

第 33 条 本会の資産は、会長が理事会の定める方法に従ってこれを管理する。

(経費の支弁等)

第 34 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 35 条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成して通常総会開催の 15 日前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支に関する決算書類
  - (3) 財産目録
2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
  3. 前項の報告書は、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置くものとする。

(経理の臨時措置)

第 36 条 事業年度が終了して新事業年度の予算が決定するまでの間は、前年度の予算を基準として経費の支出を行うことができる。このために必要な経費は、理事会の決議を得て借入れを行うことができる。

## 第 7 章 事 務 局

(事 務 局)

第 37 条 本会に、事務局を置く。

2. 事務局の組織、運営に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第 8 章 雑 則

(細 則)

第 38 条 本会の事業を運営するために必要な細則は、理事会の議決を経て会



長が別に定める。

(残余財産)

第 39 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の議決を経て、類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

附 則

第 1 条 本会の当初の総会は、設立総会をもって代えるものとする。

第 2 条 本会の当初の事業年度は、第 31 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和 48 年 3 月 31 日に終るものとする。

第 3 条 本会の当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとする。その役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立後 2 回目の総会までとする。

附 則

1. 施行期日 以上の改正は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. 第 7 回通常総会(昭和 55 年 5 月 29 日)で選任された理事、監事の任期は 1 年とする。

附 則

1. この改正は、昭和 57 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

1. この改正は、昭和 60 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

1. この改正は、平成 3 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

1. この改正は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

1. この改正は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。